

建設工事における技術者等の配置について（お知らせ）

本町が発注する建設工事における技術者等（主任技術者、監理技術者、現場代理人）の配置については、以下のとおり取り扱うのでお知らせします。

工事受注にあたっては、請け負った建設工事に技術者等が配置できないこととならないよう、十分に注意願います。

1. 技術者等の他工事との兼任

次の者は、工事現場ごとに専任の者でなければならず、他の工事との兼任を認めません。

ただし、主任技術者又は監理技術者については、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び、工事完成後、検査が完了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間は、設計図書に別の定めがあるものを除き、工事現場への専任を要しないものとします。現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定めます。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とします。

また、現場代理人については、現場が完了し、必要書類を全て提出した後、完成検査までの期間は、設計図書に別の定めがあるものを除き、工事現場への専任を要しないものとします。

- (1) 請負金額が 4,500 万円以上（建築一式は 9,000 万円以上）の主任技術者

ただし、密接な関連のある二以上の工事を同一場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

- (2) 監理技術者

ただし、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事で、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものであり、当初契約以外の契約が随意契約により締結されたものは、複数工事全体を管理することができます。

- (3) 現場代理人

ただし、予定価格が 200 万円以下で随意契約により締結されたものは、二以上の契約工期が重複していても工事を同時に施工しないことを条件に兼任することを認めます。

（例）兼任可のもの○ 兼任不可のもの×

A 工事 B 工事		随契工事		入札工事
		200 万円以下	200 万円を超える	
随契工事	200 万円以下	○	○	○
	200 万円を超える	○	×	×
入札工事		○	×	×

なお、密接な関連のある二以上の工事を同一場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の現場代理人がこれらの工事を管理することができます。また、仕様書等で常駐義務の緩和措置を適用するとした工事については、上記によらず兼任することを認めます。

2. 技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係

技術者等については、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要で、次の者は技術者等にはなれません。

- (1) 直接的な雇用関係を有していない者

在籍出向者や派遣社員などは、技術者等にはなれません。

- (2) 3 ヶ月以上直接的な雇用関係を有していない者

ただし、随意契約により締結したもの（不落随契を除く。）は除きます。

- (3) 本町に提出された「技術者等現況報告書」に記載のない者（町内業者のみ）

3. 「技術者等現況報告書」の変更

「技術者等現況報告書」に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。（町内業者のみ）

4. 適用日

令和 7 年 4 月 1 日から適用する。